（仮訳）

アルコール飲料規制委員会告示

件名　2025 年アルコール飲料販売禁止時間

首相府告示「2025 年アルコール飲料販売禁止時間」を現状に即するよう改正することが適切であるため、2025 年アルコール飲料規制法規制法（第 2 版）に基づき 2008 年アルコール飲料規制法第 16 条（3）および第 28 条第一段落の権限に従い、アルコール飲料規制委員会は次の通り告示する。

第 1 条　本告示は官報に掲載された翌日から施行となる

第 2 条　2025 年 6 月 23 日付の首相府告示「2025 年アルコール飲料販売の禁止時間」を廃止する

第 3 条　次の時間において、アルコール飲料の販売を許可する

1.午前 11 時から午後 2 時

2.午後 2 時から午後 5 時。ただし、本告示が施行された日から 180 日間の期間のみ。

3.午後 5 時から午前 0 時

なお、上記 2.については、バンコクアルコール飲料規制委員会および各県のアルコール飲料規制委員会が午後 2 時から午後 5 時におけるアルコール飲料販売による影響を評価し、期間満了前にアルコール飲料規制委員会に提出し、審議を受けるものとする。

第 4 条　第 3 条に基づくアルコール飲料販売の禁止は、次の場所に適用しない

1. 国際路線を運航する空港内の旅客サービスを提供する施設
2. 法律に基づく娯楽施設
3. 法律に基づくホテル

2025 年 12 月 1 日付告示

パタナー・プロムパット

保健省大臣

アルコール飲料規制委員会委員長

訳注：2025 年 12 月 2 日官報第 142 号特別章 378NG ページ掲載、2025 年 12 月 3 日施行

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2025 年 12 月 3 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

（ウェブページ）

https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/96876.pdf